

2020年4月24日

2021年8月改訂

お客様各位

株式会社エー・アンド・デイ

総務省通達無線機器のスプリアス規格\*)変更に伴う弊社製品に関するお知らせ

総務省による2005年12月1日に無線設備規則(昭和25年電波監理委員会規則第18号)の改正に伴い、旧スプリアス経過措置における使用期限が2022年11月30日となっておりますが、新型コロナウイルスの影響などにより、当分の間と改められました。これに伴い旧スプリアス規格の無線器は他の無線局の運用に妨害を与えない場合に限り使用できます。使用期限以降使用できなくなります弊社該当製品についてお知らせいたします。

本改訂において対象となる、2011年3月末日までに製造された無線器について、弊社該当製品は以下の通りとなります。

該当製品：

バイタルステーション TM-2140/W

無線機 TM2140-10

無線機 TM2570-20

無線機 TM2540-20

該当製造番号

バイタルステーション TM-2140/W：全数

無線機 TM2140-10：S/N Q4400360 以前

無線機 TM2570-20：全数

無線機 TM2540-20：全数

該当製品に関してのお問い合わせは弊社「ME 機器相談センター」までご連絡ください

エー・アンド・デイ ME 機器相談センター： 0120-707-188

受付時間：月～金曜日 9:00～12:00 13:00～17:00(祝日、弊社休業日を除く)

\*) スプリアス規格とは

世界無線通信会議(WRC)において、無線通信規則(RR:Radio Regulations)のスプリアス発射(必要周波数帯の外側に発射される不要な電波)の強度の許容値

総務省 HP: <http://www.tele.soumu.go.jp/j/sys/others/spurious/index.htm>